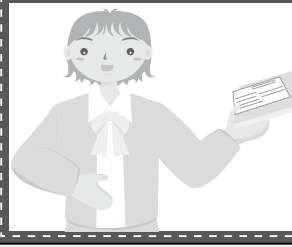


# 税務通信



## 町民税・県民税の申告について

町民税・県民税の申告がまだお済みでない方は、お早めに申告をしてください。申告は随時受け付けていますので、税務課窓口までお越しください。

◆対象  
①前年に町民税・県民税が課税されていて今回申告していない方又は給与支払報告書(年金を含む)が町に提出されていない方  
②不動産収入又は報酬(外交員報酬を含む)等があり申告をしていない方  
③公共事業の用地買収に伴う譲渡所得等があり申告をしていない方  
④上里町シルバー人材セン

## 平成22年度

### 町民税・県民税の課税について

問合せ：税務課住民税係

☎35-1220内1132・1133

ターからの報酬があり申告をしていない方

※生活保護を受給されている方、寡婦・寡夫の方、譲渡所得等のあった方は申告相談の際、事前に申し出てください。

※内容により所得税の申告が必要になる場合があります。

### 所得・課税証明書等の発行について

これから申告をする方で、所得・課税証明書等が必要な場合は申告の後に発行します。その申告により町民税・県民税が課税される方については、後日、納税通知書が送付されますので、課税証明書等は即日発行できませんのでご了承ください。また、証明書の名称、証明内容等は市区町村によって異なりますので、証明書を必要とする提出先(会社、金融

機関、公共機関等)がどのような内容を必要としているのかをご確認ください。

### 各種確認について

#### ◆扶養控除の確認

申告書又は給与支払報告書(年金を含む)に基づいて扶養の確認をしています。重複して扶養をとっている場合や扶養者を特定できない場合などは文書等で問い合わせをします。また、町外の方を扶養している場合は、被扶養者の居住している市区町村へ被扶養者の合計所得等の問い合わせをします。※確認の結果、扶養等を取り消した場合は、本人又は勤務先に税額変更の通知を送付します。

#### ◆寡婦控除の確認

寡婦控除を受ける要件(夫と死別又は離婚し再婚

していない方について、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有すること)に該当していない場合は、控除を取り消します。

#### ◆配当所得の確認

配当所得があり所得税がすでに源泉徴収されている方であっても、別に住民税が課税される場合があります。該当する場合は、確認が取れ次第、課税をさせていただきますのでご了承ください。

※申告により所得税の還付が受けられる場合があります。

## 納税窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

#### ◆10月の開庁日

[休日(午前8時30分～正午)]

10月10日(日)

[夜間(午後8時まで)]

10月25日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

#### ◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を！

○税は納期限内に納めましょう！

### 『滞納整理特別対策』について

今年度も日曜日等に役場課長等と税務課等職員が滞納整理を11月・12月・1月に実施する予定です。

これは、収納率を向上させ、『税の安定確保』をはかり、住民の福祉向上に資するための全庁的な取り組みとして推進しているものです。

税は、納期限内に納付をお願いします。

## 妻（配偶者）のパート収入と税金について（平成22年度用）

### 【質問】

私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられますでしょうか。また、どのくらいになると税金がかかるのでしょうか。なお、私にはパート収入以外はありません。

### 【答え】

税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。

この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし、町県民税は年間93万円を超えると課税になります。また、夫も妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。

なお、社会保険における扶養や手当の基準などは、これとは別に基準がありますので、夫の会社等に確認してください。

扶養の範囲

パート収入		妻の税金		夫の配偶者控除等		
		町県民税	所得税	町県民税	所得税	
0	～ 930,000	—	—	33万円	38万円	配偶者控除
930,001	～ 1,000,000	均等割4,000円				
1,000,001	～ 1,030,000	均等割4,000円 + 所得割10%	5%	33万円	38万円	配偶者特別控除
1,030,001	～ 1,049,999					
1,050,000	～ 1,999,999					
1,100,000	～ 1,149,999					
1,150,000	～ 1,199,999					
1,200,000	～ 1,249,999					
1,250,000	～ 1,299,999					
1,300,000	～ 1,349,999					
1,350,000	～ 1,399,999					
1,400,000	～ 1,409,999					
1,410,000	～	—	—	—	—	—

※夫は合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。

※配偶者以外の親族については給与収入103万円（所得38万円）以下が扶養控除の範囲となります。

2

問合せ：税務課資産税係  
☎35-1220内111

の確認に伺います。

※申告のあった建物については、税務課職員が現地

準備：印鑑

期間：12月17日(金)まで

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

建物の用途を  
変更された方へ  
「事業用⇄家庭用」

平成22年中に用途を変更した建物はありませんか。

例えば、以前は店舗として使用していた建物を、現在は居宅の一部（物置）として使用している場合等、「事業用から家庭用」又は「家庭用から事業用」に用途が変更された場合には、『建物用途変更』の手続きをお願いいたします。

なお、平成22年以前に変更された建物も対象となりますので、同様に手続きを行ってください。

何か不明な点がありましたら、お問い合わせください。

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

受付：税務課資産税係（1階①番窓口）

### 成人式を上里で迎えませんか？

## 第57回上里町成人式のお知らせ

第57回上里町成人式を平成23年1月9日(日)にワープ上里で開催します。

現在、町外に住み来年成人式を迎えられる方で、上里町の成人式に参加を希望される方は、氏名(既婚者は旧姓も)・住所・電話番号及び実家の住所・電話番号を11月19日(金)までに教育委員会生涯学習課へご連絡ください。※町内に住んでいる方については、12月中旬に招待状を送る予定です。

### 成人式実行委員募集!

成人式の企画・運営等を行う実行委員を、新成人の皆さんから募集します。興味のある方は、10月29日(金)までにご連絡ください。

問合せ…生涯学習課【☎35-1245(直通)】

### 平成22年度

### 人権教育指導者養成講座

## 受講者募集

同和教育を人権教育の中心にとらえながら、あらゆる人権問題の完全解消を目指していきます。そのため、人権問題の諸課題を自覚し、自ら実践を行う人材を養成するために、人権教育指導者養成講座を開催します。

日時…11月～平成23年2月まで(全6講座)

会場…上里町役場ほか

対象…町内在住者及び各種団体等で人権問題の推進に関わる方

定員…50名程度

申込…10月15日(金)まで

※全日程修了者には修了書を授与します。

申込先・問合せ…生涯学習課【☎35-1245(直通)】

# 元気なうちから取り組もう！ 介護予防教室『元気はつらつ教室』



「いつまでも自分の足で歩ける」、「いつまでも自分の歯で食べられる」、  
元気はつらつな生活をこれからも続けるために、今から実践しませんか？

寝たきりなど介護が必要な状態にならないためには、元気なうちから健康づくりに取り組むことが大切です。皆さんの健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、ぜひご参加ください。

## 実施内容

- ①健康運動士による運動教室「椅子に座ってできる簡身体操教室」(全5回)
- ②歯科医師による口腔教室「健口教室」(全1回)
- ③管理栄養士による栄養教室「栄養まんてん教室」(全1回)

日程…11月～平成23年1月まで(全7回)

※受付時間は開始15分前からです。

会場…男女共同参画推進センター

対象…65歳以上で健康づくりに興味のある方  
健康に不安のある方

※要介護状態の方はご遠慮ください。

定員…30名(定員になり次第締切)

申込…10月28日(木)まで

申込先・問合せ…地域包括支援センター  
【☎35-1222】

No.	実施内容	日時／準備
1	運動教室	11月5日(金)、午前10時～11時30分 運動しやすい靴・服装、筆記用具、飲み物
2	口腔教室	11月18日(木)、午後1時30分～ 歯ブラシ、手鏡、コップ
3	運動教室	11月26日(金)、午前10時～11時30分 運動しやすい靴・服装、筆記用具、飲み物
4	運動教室	12月15日(水)、午前10時～11時30分 運動しやすい靴・服装、筆記用具、飲み物
5	運動教室	12月24日(金)、午前10時～11時30分 運動しやすい靴・服装、筆記用具、飲み物
6	栄養教室	1月11日(火)、午前10時～11時30分 筆記用具 ※内容は講話です。
7	運動教室	1月19日(水)、午前10時～11時30分 運動しやすい靴・服装、筆記用具、飲み物

## 日本脳炎予防接種が再開します。

昨年6月に新ワクチンが販売され、安全性が確認されたため、下記の定期接種の年齢に該当する方に無料(公費)で接種を行います。対象となる方には今月中に通知します。母子手帳で接種回数を確認し、本庄市児玉郡内の指定医療機関に予約をしてから接種を行ってください。



	対象者	接種回数	受け方
1期	3歳～7歳6か月未満	3回 (1期初回2回・1期追加1回)	1期初回：6～28日間隔で続けて2回接種 1期追加：1期初回終了後おおむね1年後(11～13か月)に接種
2期	9歳～13歳未満	1期3回接種が未完了 …残りの回数を2期で接種	2回接種：残り1回接種 1回接種：残り2回を6日以上の間隔をあけて続けて2回接種 0回接種：1期の受け方と同じ
		1期3回接種済み…1回	左記対象年齢内で1回接種

※7歳6か月～9歳未満のお子さんで1期3回の接種が完了していない方は、今後2期の年齢で接種できます。対象年齢以外の方が接種した場合は、任意接種の扱いとなりますのでご注意ください。

問合せ…保健センター【☎33-2550】

**保健センター予定表 ☎33-2550**

10月	1日(金)	ポリオ(平成19年4月～平成22年5月生)
	18日(月)	3歳6か月児健診(平成19年3月生)
	19日(火)	2歳児歯科健診(平成20年9月生)
	20日(水)	1歳6か月児健診(平成21年3月生)
	21日(木)	7・8か月児健診(平成22年2月生)
	22日(金)	3・4か月児健診(平成22年6月生)
	25日(月)	赤ちゃん相談

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

**休日の医療機関はこちらへ**

**①休日急患診療所**

[本庄市保健センター内 ☎23-3322]

診療科目…内科系疾患

診療時間…午前9時～ 正午

午後1時～ 4時

午後7時～ 10時

※健康保険証を持参してください。

**②在宅当番医療機関**

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

10月 3日(日)	飯塚耳鼻咽喉科医院	☎34-2313
10月10日(日)	五十嵐整形外科医院	☎24-2313
10月11日(月)	逸見耳鼻咽喉科医院	☎22-4852
10月17日(日)	生坂医院	☎22-4670
10月24日(日)	小林クリニック	☎23-3371
10月31日(日)	飯塚内科産婦人科	☎24-6311
11月 3日(水)	黒岩整形外科医院	☎34-0551
11月 7日(日)	池田レディースクリニック	☎22-2048

**10月から国民健康保険「被保険者証」が更新されました。**

国民健康保険に加入している方は、10月1日から被保険者証が更新されましたので、医療機関には新しい被保険者証(水色)を提示してください。また、古いもの(オレンジ色)は、細かく裁断して処分してください。

新しい被保険者証は、9月下旬に簡易書留で郵送しました。また、別途通知した方には、郵送でなく役場窓口で被保険者証を交付しています。

まだ新しい被保険者証をお受取りになっていない方は、ご家族にも確認の上、健康保険課医療年金係にお問い合わせください。

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222内線1225】

**『子宮頸がん個別検診』実施中！**

実施期間…平成23年3月31日(木)まで

対象…20歳以上の方(年齢基準日:平成23年3月31日)

※集団検診・個別検診をすでに受診済みの方は対象外

検診場所…本庄市児玉郡内の指定医療機関

費用…1,700円(70歳以上の方は無料)

準備…保健センターより送付した受診券

**<申込み方法>**

- ①受診希望の方は電話等で保健センターへ申し込む
- ②保健センターより受診券の送付
- ③受診券に同封されている指定医療機関から選び予約の上受診

**～「認知症」についての勉強会を開いてみませんか？～**

**『認知症サポーター養成講座』(出前講座)**

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する「応援者」です。地域包括センターの職員が出向き、1時間程度の講座を無料で行います。講座を終了すると、サポーターの目印として「オレンジリング」をお渡しします。

対象…10人以上のグループ

時間…1時間～1時間30分程度

費用…無料

※会場の種類は問いませんが、会場の手配、準備、片付け、会場使用料などの負担は主催者側でお願いします。

※この講座は認知症に対する理解を深めるためであり、具体的な介護方法を学ぶためのものではありません。

問合せ…地域包括支援センター  
【☎35-1222】

**高齢者の『インフルエンザ予防接種』について**

町では、次に該当する方に高齢者インフルエンザ予防接種を行います。今年のワクチンは、新型インフルエンザと季節性インフルエンザに対応する成分が含まれています。

**<対象>**

- ①65歳以上の方(昭和21年3月31日以前に生まれた方)
- ②60歳以上65歳未満の方(昭和21年4月1日～昭和26年3月31日に生まれた方)で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を認定された方(身体障害者手帳1級又は同程度の方)

※9月末に対象者全員に予診票等を郵送しています。(実施期間中に対象年齢を迎えられる方には順次発送していきます。)

実施期間…10月1日(金)～平成23年3月31日(木)

接種場所…指定実施医療機関(通知に一覧表を同封)

費用…自己負担額1,000円

(生活保護世帯・町民税非課税世帯の方は無料)

回数…実施期間内1回

問合せ…保健センター【☎33-2550】